

～児童扶養手当受給者のみなさまへ～

令和4年4月1日からの手当額改定のおしらせ

令和4年4月1日から手当額（月額）が次のとおり改定されますので、お知らせいたします

記

区分	手当月額	令和4年3月まで	令和4年4月から
扶養児童(1名)〈本体額〉	全額支給	43,160円	43,070円
	一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円
第2子加算額	全部支給	10,190円	10,170円
	一部支給	10,180円～5,100円	10,060円～5,090円
第3子以降加算額	全部支給	6,110円	6,100円
	一部支給	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円

※上記の手当は、物価変動率（▲0.2%）を踏まえ▲0.2%の引き下げとなっています。

【お問い合わせ先】

積丹町担当課	振興局
住民福祉課 児童手当担当 電話：0135-44-2113	北海道後志総合振興局 社会福祉課子ども子育て支援室 電話：0136-23-1956